

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和5年4月～6月分・高校新1年生)

☆高等学校等就学支援金の申請方法☆

申請をしなければ支援は受けられません！

1 対象者

保護者等の令和4年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる)」「(父母合計額)が 304,200 円未満(目安: **世帯年収910万円未満**)の方が対象となります。

ご自身が対象かどうか不明の場合でも申請を行ってください。(申請をしなければ対象となる場合であっても受給することが出来ません)

意向の有無に関わらず、「意向の登録(提出する・しない)」は全員が学校へ提出してください。また、期日を過ぎて未申請の方については全て「意向無し」として取り扱いますのでご了承ください。

2 提出方法

今年度就学支援金申請についてはすべて**オンライン申請**となっています。
(e-Shien(高等学校等就学支援金事務処理システム)で個人番号を入力またはマイナンバーカードで自己情報(税額)を自動転記)

★ **4月24日(月)**までに、次の①・②を行ってください。

① 配付された「**ログイン ID 通知書**」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、**e-Shien システム**にログインしてください。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



② 個人番号等の必要事項を入力し、システム上で提出を行ってください。
詳細は「**e-Shien 利用マニュアル**」をご参考ください。

※個人番号をご提出いただいた場合も、税額が判明しなかった場合は、別途課税証明書等のご提出を依頼させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

3 注意事項

【申請者全員】

・ **令和5年4月～6月分の、3か月分が支給対象**となります。申請期限を過ぎた場合、満額の支給ができないことがございますのでご注意ください。事情があつて申請が間に合わない場合は、必ず期限までに学校事務室までご相談ください。

・ 申請に不備がない場合は7月上旬頃に申請結果の通知および支給を予定しています。

・ **令和5年7月以降分については、再度申請が必要になります。別途通知(6月頃)により、申請してください。**

【一部対象者のみ】

・ 課税証明書等を提出する場合は、市町村民税の「課税標準額」と「調整控除の額」がわかるものを課税地の市町村に発行するよう依頼してください。

・ 「生活保護受給者証明書」は、福祉事務所長が発行した生活保護の始期・発行年月日が記載されたものを提出してください。(「支給証」ではありません。)

・ (令和5年4月時点で満17歳)生徒が早生まれの場合
生徒の生年月日が以下に該当し、保護者等が当該生徒を自己の扶養親族としている場合は①のとおり計算します。それ以外の保護者等は②のとおり計算します。

生徒の生年月日:平成18年1月2日～4月1日

【計算方法】

① (市町村民税の課税標準額 - 33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額

② (市町村民税の課税標準額) × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

※①を使う期間:令和5年4月分～令和5年6月分(3か月分)

4 基準税額・補助額

【令和5年4～6月分】

令和4年度「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額」 * 政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる	補助額
生活保護受給世帯 154,500円未満世帯	月額 33,000円 (通信制 24,750円)
304,200円未満世帯	月額 9,900円

※授業料が補助額未満の場合授業料が上限となります。